平成２３年（フ）第４５６号
山梨県笛吹市石和町上平井543番地
債務者　市川　三郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
山梨県中央市井之口997番地２
債務者　田中さち子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７７号
京都府八幡市八幡山路74番地
債務者　上薗　和代
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７８号
京都府八幡市八幡山路74番地
債務者　上薗　智徳
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４８号
京都市山科区大宅沢町102番地　リエス沢町210
債務者　明田智恵美（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５８号
京都市右京区山ノ内池尻町118番地　京都四条グランドハイツ810号
債務者　宮岡　　賢
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
広島県呉市海岸２丁目12番19号
債務者　藤堂　憲治
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１８４号
広島県呉市和庄２丁目３番12号
債務者　石本　和明
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１８６号
広島県呉市焼山ひばりヶ丘町17番５号
債務者　三戸のどか
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３５１号
福岡県久留米市御井町2268番地９　ロイヤルパークマンション1105号
債務者　藤原　智子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５２８号
沖縄県浦添市安波茶１丁目35番５号知念荘２－Ｃ
債務者　真喜志つくし（旧姓喜友名）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９０号
秋田市保戸野八丁14番23号
債務者　豊嶋　修一
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２１号
兵庫県伊丹市野間６丁目２番12―201号
債務者　笠谷喜代子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３１号
兵庫県川西市霞ヶ丘２丁目５番15号
債務者　水野　明子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６１号
兵庫県たつの市御津町釜屋32番地４
債務者　中川由紀子（旧姓小嶋・山岡）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１７３号
長崎県大村市杭出津３丁目564番地１
債務者　兵頭サッシガラス店こと　兵頭　和美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
長崎県諫早市多良見町野副233番地６、前住所愛媛県松山市越智町266番地１
債務者　久保田みどり
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
長崎県諫早市小豆崎町681番地７、旧住所長崎県諫早市川内町143番地６
債務者　西村　慎吾
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係